

回 覧

町民課の窓口業務について

3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出などの住民異動や証明書の請求、国民健康保険の届出などが多くなります。

住民の皆様の利便性を考慮し、異動時期にあわせ戸籍保険係の窓口業務を下記のとおり実施いたします。

※ 窓口業務は【本庁のみ】となります。

記

期 間 平成30年3月26日(月)～4月3日(火)
3/31(土)、4/1(日)も実施します。

時 間 平日：午後7時まで延長
3/31・4/1：午前8時30分～午後5時

- 業務内容
- 転入・転居・転出届
 - 戸籍・住民票等の証明書の交付
 - 印鑑登録・印鑑登録証明書の交付
 - 戸籍に関する届出
 - 国民健康保険及び国民年金の加入・離脱
 - 後期高齢者医療制度の加入・離脱

—正確な住民記録にご協力をお願いします—

□■住民異動に関する届出について■□

皆様の住所・世帯構成などの居住関係を記録および証明する住民基本台帳は選挙・印鑑登録・国民健康保険・国民年金・就学などの基礎となるものです。

正確な住民基本台帳の記録を保持するため、住民異動などの変更が生じた場合は、必ず届出期間内に届出を行っていただきますようお願いいたします。